

事 務 連 絡
令和3年9月17日

刑務共済組合支部出納主任 殿
刑務共済組合所属所主管課長 殿

刑務共済組合本部出納主任

台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨により被災した組合員等及び
令和3年長野県茅野市において発生した土石流により被災した組合員等
に係る一部負担金等及び組合員証等の取扱い等について

標記について、下記のとおり取り扱うこととしますので、被災した組合員等に
周知するとともに、遺漏のないよう事務処理願います。

記

1 一部負担金等の徴収猶予について

今般の災害により被災した組合員等について、国家公務員共済組合法第55
条の2及び第57条の2の規定に基づき、一部負担金等の徴収を猶予できるこ
ととし、一部負担金等の徴収の猶予を希望する組合員等に係る保健医療機関等
における一部負担金等の支払いについては、組合員及び被扶養者から保健医療
機関等への直接払いに代えて、共済組合が保険医療機関等へ支払うとともに、
後日、共済組合が組合員から一部負担金等相当額を徴収する取扱いとする。

2 任意継続組合員となる旨の申出の期限等の延長について

被災した組合員の任意継続組合員となる旨の申出及び被災した任意継続組合
員の任意継続掛金の払込みに遅延が生じた場合については、国家公務員共済組
合法第126条の5第1項、第4項及び第5項に規定する「正当な理由がある
と組合が認めた」場合に該当するものとし、組合員等の被災状況に応じて期限
の延長の措置を講じる等、適切に対処願いたい。

3 組合員証等の取扱いについて

災害に起因して、組合員証等の紛失等が生じ、保健医療機関等に組合員証等
を提示できない場合においては、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、事業
所名及び組合名等を申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられてい

る旨、被災した組合員に対して周知願いたい。

4 その他当組合に係る諸手続きについて

被災した組合員等が、当組合に係る諸手続き（申請等）で過度な負担が生じないよう、当組合においても可能な限り迅速に手続きを進めるとともに、法令の範囲内で手続きの簡略化を検討するので、その旨を被災した組合員等に周知した上、被災した組合員等から、迅速な手続き等の要望がなされた場合は、率直に当組合本部に連絡すること。